

参 考 資 料

第88号議案	工事請負契約締結の件（萱野東小学校第4期増築工事）	2
第89号議案	工事請負契約締結の件（箕面萱野駅前南側交通広場他整備工事）	4
第90号議案	工事請負契約締結の件（国道423号高架下駐輪場他整備工事）	6
第91号議案	物件供給契約締結の件（箕面市教育情報ネットワーク教職員用 タブレット端末）	8
第92号議案	物件供給契約締結の件（箕面市教育情報ネットワーク教職員用 ノートパソコン）	10

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	萱野東小学校第4期増築工事
2	工 事 場 所	箕面市 石丸 地内
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和 6 年 3 月 15 日 まで
4	請 負 代 金 額	百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 1 9 3 5 6 0 4 0 0
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥ 1 7 5 9 6 4 0 0
	(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに 地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の 10を乗じて得た額である。	
5	契 約 保 証 金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による 保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。）
6	建設発生土の搬出先等	工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、建設発生土の搬出 先については仕様書に定めるとおりする。
7	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12 年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分 別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設 の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書 面に記載する。
8	適 用 除 外 条 項	第39条、第40条、第41条

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記8のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 5 年 6 月 1 日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕 面 市 長

上 島 一 彦 印

受 注 者

所 在 地 枚方市楠葉並木二丁目20番6号

商号又は名称 誠信建設工業株式会社

代表者職氏名 代表取締役 國 田 欣 吾 印

(以下省略)

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	箕面萱野駅前南側交通広場他整備工事
2	工 事 場 所	箕面市 石丸 地内
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和 6 年 3 月 15 日 まで
4	請 負 代 金 額	百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 8 1 0 6 6 3 7 0 0
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥ 7 3 6 9 6 7 0 0
	(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに 地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 110 分 の 10 を乗じて得た額である。	
5	契 約 保 証 金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による 保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。）
6	建設発生土の搬出先等	工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、建設発生土の搬出 先については仕様書に定めるとおりする。
7	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分 別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設 の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書 面に記載する。
8	適 用 除 外 条 項	第 39 条、第 40 条、第 41 条

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記 8 のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 5 年 6 月 6 日

発 注 者 大阪府箕面市西小路四丁目 6 番 1 号

箕面市長 上 島 一 彦 印

受 注 者 所 在 地 東大阪市新池島町三丁目 9 番 8 号

商号又は名称 株式会社鴻友建設

代表者職氏名 代表取締役 小 林 大 介 印

(以下省略)

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	国道 423 号高架下駐輪場他整備工事
2	工 事 場 所	箕面市萱野 2 丁目、4 丁目、坊島 4 丁目地内
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和 6 年 2 月 29 日 まで
4	請 負 代 金 額	百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 1 5 3 2 6 7 4 0 0
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥ 1 3 9 3 3 4 0 0
	(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに 地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 110 分 の 10 を乗じて得た額である。	
5	契 約 保 証 金	納付（ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による 保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。）
6	建設発生土の搬出先等	工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、建設発生土の搬出 先については仕様書に定めるとおりする。
7	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分 別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設 の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書 面に記載する。
8	適 用 除 外 条 項	第 37 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記 8 のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 5 年 6 月 6 日

発 注 者 大阪府箕面市西小路四丁目 6 番 1 号

箕 面 市 長 上 島 一 彦 印

受 注 者 所 在 地 東大阪市足代三丁目 5 番 1 号

商号又は名称 株式会社ソトムラ

代表者職氏名 代表取締役 外 村 耕 作 印

(以下省略)

物 品 契 約 書

1 物 件 名	箕面市教育情報ネットワーク教職員用タブレット端末																								
2 納 入 場 所	箕面市学校教育室が指定する場所（国内）																								
3 納 入 期 限	令和 5 年 9 月 2 9 日																								
4	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">億</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td style="text-align: center;">¥</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> </table>		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	契約金額	¥	1	1	4	3	5	2	9	2	0	
		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円													
契約金額	¥	1	1	4	3	5	2	9	2	0															
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">億</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">¥</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円		¥	1	0	3	9	5	7	2	0		
	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円														
	¥	1	0	3	9	5	7	2	0																
<small>（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。ただし、消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、108分の8を乗じて得た額とする。</small>																									
5 契 約 保 証 金	納 付																								
6 適 用 除 外 条 項																									

上記の物品売買について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項（適用除外条項は、上記6のとおり）によって 公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 5 年 6 月 5 日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 **上 島 一 彦** 印

受 注 者

所 在 地 大阪市西区江戸堀一丁目18番11号

商号又は名称 株式会社 日本ビジネス開発

代 表 者 代表取締役 石 金 正 己 印

(以下省略)

物 品 契 約 書

1 物 件 名	箕面市教育情報ネットワーク教職員用ノートパソコン																								
2 納 入 場 所	箕面市学校教育室が指定する場所（国内）																								
3 納 入 期 限	令和 5 年 9 月 2 9 日																								
4	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">億</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">¥</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table>		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	契約金額			¥	2	0	8	9	9	1	2	0
		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円													
契約金額			¥	2	0	8	9	9	1	2	0														
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">億</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">拾</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">¥</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> </table>		百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円				¥	1	8	9	9	9	2	0	
	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円														
			¥	1	8	9	9	9	2	0															
<small>（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。ただし、消費税及び地方消費税の軽減税率の適用となる場合は、108分の8を乗じて得た額とする。</small>																									
5 契約保証金	納 付																								
6 適用除外条項																									

上記の物品売買について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項（適用除外条項は、上記6のとおり）によって 公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 5 年 6 月 5 日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 **上 島 一 彦** 印

受 注 者

所 在 地 箕面市牧落一丁目19番14号

商号又は名称 株式会社 西山電気

代 表 者 代表取締役 上 田 佳 代 印

(以下省略)